

「木造建築物の防・耐火設計マニュアル 一大規模木造を中心として一」

正誤表（第1版 1刷・2刷・3刷・4刷共通）

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正し、お詫び申し上げます。

最新の正誤表については、（一財）日本建築センターホームページ (<https://www.bcj.or.jp/>) でご確認下さい。

R2/11/27

頁	行	誤	正
63	表 1.6-5	「(パターン1)」の「設置基準」の「3m以上 の矢印の位置」を訂正。	別紙参照
98	上から 7行目 から 9行目	するためのもので、壁・床が1時間の準耐火構 造で、開口部を設ける場合は1時間の特定防火 設備が、壁・床が45分間の準耐火構造で、開口 部を設ける場合は20分間の遮炎性を有する防 火設備とする。	するためのもので、第1項から第4項に示す面 積区画と第5項に示す高層区画を構成する壁・ 床・特定防火設備・防火設備に接する外壁は、 これらに接する幅90cm以上の部分を準耐火構造 とする。この部分に開口部がある場合は防火設 備を設ける。

表1.6-5 木3共に関する避難上有効なバルコニーの設置・建築物周囲の通路の確保等

	(パターン1)	(パターン2)	(パターン3)
避難上有効なバルコニーの設置等	避難上有効なバルコニーの設置	廊下等の開放性の確保 廊下等に面する開口部の措置	
建築物周囲の通路の確保	3mのセットバック	3mのセットバック	避難上有効なバルコニーの設置 廊下等の開放性の確保 廊下等に面する開口部の措置 上階延焼防止のための措置
設置基準	          		